

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「第二号から第八号まで」を「次」に改め、同項第一号中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は「耐火建築物（」に、「（同号ロ）を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。